



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*59 和歌山県母子世帯小口資金貸付規則を廃止する規則
(子ども未来課)

○ 人事委員会規則

*24 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

814 公文書開示の実施状況の公表 (総務学事課)

815 個人情報保護条例の運用状況の公表 (")

816 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施
(消防保安課)

817 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)

818 特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活課)

819 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)

820 " (")

821 生活保護法による指定介護機関の廃止
(")

822 生活保護法による医療機関の指定(")

823 " (")

824 生活保護法による介護機関の指定(")

825 生活保護法による施術機関の指定(")

826 生活保護法による指定施術機関の変更
(")

827 生活保護法による指定医療機関の変更
(")

828 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)

829 救急病院の認定 (医務課)

830 " (")

831 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

832 差押証票の無効 (出納室)

○ 人事委員会告示

8 平成21年度和歌山県警察官B採用試験の実施

9 平成21年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施

○ 公安委員会告示

38 警備員指導教育責任者講習の実施

39 遊泳区域の指定

○ 警察本部告示

2 和歌山県警察捜査支援システム再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

○ 諸報

入札公告 (警察本部)

規 則

和歌山県規則第59号

和歌山県母子世帯小口資金貸付規則を廃止する規則を次のように定める。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県母子世帯小口資金貸付規則を廃止する規則
和歌山県母子世帯小口資金貸付規則(昭和46年和歌山県規則第49号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第24号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月3日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表田辺市の部中「田辺市本宮町本宮219」を「田辺市本宮町本宮100の1」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第814号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条の規定に基づき、平成20年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数

開示請求の件数	決定件数					
	開示			非開示	不存在	存否 応答 拒否
	全部	部分	計			
9,991	6,479	2,952	9,431	12	529	0

請求件数のうち19件は請求取下げ

2 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処理状況						
	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中	その他
6 (1)	0	0	3 (1)	0	1	2	0

()の数字は件数のうち平成19年度の不服申立てで、平成20年度まで審査が及んだもの
棄却のうち2件は一部却下

3 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処理状況					
	開示			非開示	不存在	存否 応答 拒否
	全部	部分	計			
414	290	123	413	0	0	0

申出件数のうち1件は申出取下げ

和歌山県告示第815号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条の規定に基づき、平成20年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 個人情報取扱事務の登録件数
1,943件
- 保有個人情報の請求及び決定件数

(1) 開示

開示請求の件数	決定件数					
	開示			非開示	不存在	存否 応答 拒否
	全部	部分	計			
90	62	23	85	0	5	0

(2) 訂正及び利用停止

訂正請求の件数	決定件数				利用停止 請求の件数	決定件数			
	訂正			非訂正		利用停止			非利用停止
	全部	部分	計			全部	部分	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

3 簡易開示の件数

1,888件

4 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処理状況					
	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
1	1	0	0	0	0	0

和歌山県告示第816号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づ

く危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者保安講習」という。）を、和歌山県危険物安全協会に

委託して次のとおり実施する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習
 2 講習の日時及び場所
 講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

会場区分	講習種別	講習日	講習時間	講習場所	
				会場名	所在地
有田第1	1	平成21年10月1日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27番地
有田第2	2	平成21年10月1日	午後1時30分から	同上	同上
有田第3	3	平成21年10月2日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第1	1	平成21年10月6日	午前9時30分から	県民文化会館小ホール	和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山第2	2	平成21年10月6日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第3	3	平成21年10月7日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第4	1	平成21年10月7日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第5	2	平成21年10月8日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第6	3	平成21年10月8日	午後1時30分から	同上	同上
田辺第1	1	平成21年10月15日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
田辺第2	3	平成21年10月15日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦第1	1	平成21年10月16日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	那智勝浦町天満441番地
那智勝浦第2	3	平成21年10月16日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 受講手続及び受講手数料
 受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円をはり付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。
- 4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成21年9月9日（水）から同月11日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

- 5 受講対象者
 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者
- 6 講習科目及び時間
 (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
 (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間
- 7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び消防保安課に問い合わせること。

和歌山県告示第817号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があ

ったので、その概要を次のとおり告示する。
 なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響
 についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記
 載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字神田166番地の6

名称 紀伊高原株式会社

氏名 代表取締役 大谷茂

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字神田166番地
 の6

名称 紀伊高原ゴルフクラブ

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成21年7月3日から平成21年7月23日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及びかつ
 らぎ町役場

別表1-1

種 類	第66号の2 イ		第66号の2 ハ		第66号の2 ハ		
	基 数	1基	6基	1基	1基		
能 力		50食/日	4人/基・日	40人/日			
工事着手予定年月日		許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに			
工事完成予定年月日		着手後2か月後	着手後2か月後	着手後2か月後			
使用開始予定年月日		完成の日	完成の日	完成の日			
使用時間間隔		6時～20時	16時～21時	16時～21時			
1日当たりの使用時間		4時間	5時間	5時間			
使用の季節的変動		特になし	特になし	特になし			
使用時において当該特定施設から排出され る汚水等の汚染 状態の通常値 及び最大の値	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	
	BOD(mg/ℓ)	100	150	100	150	100	150
	COD(mg/ℓ)	80	120	80	120	80	120
	SS(mg/ℓ)	100	150	100	150	100	150
	n-Hex(mg/ℓ)	20	40	20	40	20	40
	T-N(mg/ℓ)	20	30	20	30	20	30
	T-P(mg/ℓ)	1	2	1	2	1	2
大腸菌群数(個/cm ³)	—	—	—	—	—	—	
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大 の量(m ³ /日)	2	2	2	2	3	3	

別表1-2

種 類	第66号の2 ハ	第66号の5
基 数	1基	1基
能 力	10人/日	200食/日
工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに
工事完成予定年月日	着手後2か月後	着手後2か月後
使用開始予定年月日	完成の日	完成の日

使用時間間隔	16時～21時		8時～17時	
1日当たりの使用時間	5時間		9時間	
使用の季節的変動	特になし		特になし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD(mg/ℓ)	100	150	100
	COD(mg/ℓ)	80	120	80
	SS(mg/ℓ)	100	150	100
	n-Hex(mg/ℓ)	20	40	20
	T-N(mg/ℓ)	20	30	20
	T-P(mg/ℓ)	1	2	1
大腸菌群数(個/cm ³)	—	—	—	—
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	1	1	6	6

別表2-1

種類	合併処理浄化槽				合併処理浄化槽				
能力	378人槽				52人槽				
汚水等の処理方式	接触ばっき方式				担体流動浮上ろ過方式				
工事着手年月日	—				許可後直ちに				
工事完成年月日	平成4年12月20日(既設)				着手後2か月後				
使用開始予定年月日	—				完成の日				
使用時間の間隔	0時～24時				0時～24時				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節的変動	なし				なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常		最大		通常		最大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	
	BOD(mg/ℓ)	200	8	250	10	200	20	250	25
	COD(mg/ℓ)	150	18	200	20	150	30	200	40
	SS(mg/ℓ)	200	13	250	15	200	15	250	30
	n-Hex(mg/ℓ)	50	5	80	10	50	5	80	10
	T-N(mg/ℓ)	60	40	80	60	60	40	80	60
	T-P(mg/ℓ)	3	2	5	4	3	2	5	4
大腸菌群数(個/cm ³)	無数	3,000以下	無数	3,000以下	無数	3,000以下	無数	3,000以下	
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	94.5	94.5	94.5	94.5	10.4	10.4	10.4	10.4	

別表2-2

種類	温泉処理排水処理施設
能力	10m ³ /日
汚水等の処理方式	汚泥脱水+活性炭吸着
工事着手年月日	許可後直ちに

工事完成年月日	着手後2か月後			
使用開始予定年月日	完成の日			
使用時間の間隔	0時～24時			
1日当たりの使用時間	7時間			
使用の季節的変動	なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後
pH	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
BOD(mg/ℓ)	10	5	15	10
COD(mg/ℓ)	10	5	15	10
SS(mg/ℓ)	500	10	750	20
n-Hex(mg/ℓ)	2	1	3	2
T-N(mg/ℓ)	10	5	20	10
T-P(mg/ℓ)	2	1	4	2
大腸菌群数(個/cm ³)	—	3,000以下	—	3,000以下
鉄(mg/ℓ)	5	1	10	2
マンガン(mg/ℓ)	5	1	10	2
フッ素(mg/ℓ)	2	1	3	2
ホウ素(mg/ℓ)	15	10	25	10
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)	10	10	10	10

別表3

排水口名		No.1	No.2
排水量(m ³ /日)	通常	120.7	雨 水 専 用 排 水
	最大	120.7	
pH	通常	5.8～8.6	
	最大	5.8～8.6	
BOD(mg/ℓ)	通常	8.6	
	最大	25	
COD(mg/ℓ)	通常	17.6	
	最大	40	
SS(mg/ℓ)	通常	12.8	
	最大	30	
n-Hex(mg/ℓ)	通常	4.5	
	最大	10	
T-N(mg/ℓ)	通常	35.7	
	最大	60	
T-P(mg/ℓ)	通常	1.9	
	最大	4	
大腸菌群数(個/cm ³)	通常	3,000以下	
	最大	3,000以下	

鉄(mg/ℓ)	通常	0.1	□
	最大	2	
マンガン(mg/ℓ)	通常	0.1	
	最大	2	
フッ素(mg/ℓ)	通常	0.1	
	最大	2	
ホウ素(mg/ℓ)	通常	1.8	
	最大	10	

和歌山県告示第818号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年8月19日まで縦覧に供する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成21年6月19日

2 名称

特定非営利活動法人スカイ・シー

3 代表者の氏名
菅谷孝史

4 主たる事務所の所在地
和歌山県紀の川市桃山町市場151番地

5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、地産地消の推進に関する事業、地域特産品の啓発及びその支援に関する事業、地域における農業の活性化のための支援に関する事業、健全な食生活と食育推進のための料理講習会の企画・開催に関する事業、田畑での農業の体験会の企画・開催に関する事業を行い、地域の農業の活性化並びに食育の推進のための各種事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第819号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海南薬 4-1	センター薬局	海南市名高536-23 センタープラザビル1階	平成 7.10.1

和歌山県告示第820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海医 14-27	細部医院	海南市下津町下279	平成 21.1.31

和歌山県告示第821号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	ヘルパーステーションひと葉	伊都郡かつらぎ町笠田東26	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 21.3.1

和歌山県告示第822号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南薬 36-21	センター薬局	海南市名高536-23 センタープラザビル1階	平成 7.10.1

医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
海南医 108-21	細部医院	海南市下津町下279	平成 21.2.1

和歌山県告示第824号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日

株式会社ウィンコーポレーション	和歌山市十三番丁39番地	デイサービスセンターせいがの森	有田郡広川町山本1873-1	通所介護・介護予防通所介護	平成21.5.1
株式会社たかがきサービスステーション	有田郡有田川町下津野807-1	まごころランド	有田郡有田川町下津野807-1	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成21.5.26
特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	ヘルパーステーションひと葉	伊都郡かつらぎ町佐野847番地4	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.3.1
株式会社ひだまり	紀の川市名手市場528番地4	訪問看護ステーションひだまり	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2530番地11	訪問看護・介護予防訪問看護	平成21.5.1

和歌山県告示第825号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとさ

れる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
紀あ1-21	小川恵	メグ鍼灸整骨院	紀の川市後田28-3	平成21.6.3

和歌山県告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとさ

れる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	変更事項（名称）		所在地	変更年月日
		旧	新		
海柔5-64	池邊浩年	池邊接骨院	池邊鍼灸整骨院	海南市下津町丸田7-5	平成15.7.1

和歌山県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

		旧	新	
伊歯16-25	吉川歯科医院	橋本市高野口町名古曾1020	橋本市高野口町名古曾1019	平成20.6.9

和歌山県告示第828号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	変更事項（所在地）	変更年月日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010101669	児童デイサービス雪うさぎ	和歌山市岩橋691-2	児童デイサービス	障害児	合同会社雪うさぎ	和歌山市岩橋691-2	平成21.7.1	平成27.6.30

30122501 59	ほうかごきつ ずうえのやま はうす	田辺市上の山1-1 7-15	児童デイサー ビス	障害児	社会福祉法人 ふたば福祉会	田辺市文里1-15-1 3	平成 21.7.1	平成 27.6.30
30122500 92	たなかの杜	田辺市芳養町321 6-19	児童デイサー ビス	障害児	社会福祉法人 ふたば福祉会	田辺市文里1-15-1 3	平成 21.7.1	平成 27.6.30

和歌山県告示第829号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 高野町立高野山病院
- 2 所在地 伊都郡高野町大字高野山631番地
- 3 有効期限 平成24年6月26日

和歌山県告示第830号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 有田南病院
- 2 所在地 有田郡有田川町小島15番地
- 3 有効期限 平成24年6月10日

和歌山県告示第831号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワパピリオンシティ田辺店
和歌山県田辺市稲成町新江原3165
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役社長 福西拓也
和歌山県和歌山市中島185番地の3

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数（縦覧図書添付図面2周辺見取図）

（変更前）隔地駐車場10か所 収容台数764台

（変更後）隔地駐車場9か所 収容台数699台

(2) 駐車場の出入口の数と位置（縦覧図書添付図面2周辺見取図）

（変更前）13か所（出入口11か所、入口1か所、出口1か所）

（変更後）12か所（出入口10か所、入口1か所、出口1か所）

4 変更年月日

平成22年2月24日

5 変更する理由

借地している駐車場の土地が、高速道路用地として使用されるため。

6 届出年月日

平成21年6月23日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

田辺市産業部商工振興課（田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成21年7月3日から平成21年11月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第832号

次の差押証票は、亡失のため無効としたので、公告する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

証明書番号

税外No.153

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

平成21年7月3日

平成21年度和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成21年度和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官B	男性	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	平成22年4月
	女性		

※採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分	学歴	年齢及び性別
警察官B	男性	昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性
	女性	

次の人は除く。
 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成22年3月末日までに卒業見込みの人
 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成21年9月20日（日）午前9時	和歌山市 田辺市	平成21年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成21年10月下旬	和歌山市	平成21年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成21年11月下旬	和歌山市	平成21年12月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配点	内容
教養試験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題）
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※教養試験の内容は、高等学校卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	700点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力検査		職務遂行上必要な体力を有するか否かについての検査（立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走、往復持久走）
作文試験 (1時間)	※	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）
適性検査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※印の作文試験については、第3次試験として評定する。

また、別途作成する本試験案内に平成20年度の作文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	※1,300点	人物、能力、性格等についての個別面接

※印の配点については、第2次試験で実施する作文試験の評定を含む。

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	検査基準	
	男性	女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸囲	おおむね78cm以上	—
体重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
その他（色覚を含む。）	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署
- 和歌山県東京事務所
- 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「警察官B受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成21年7月27日（月）から受付を開始し、同年8月7日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年7月21日（火）午前10時から同月31日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはる。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登録され、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登録された人でも採用されない場合がある。

採用は、平成22年4月以降になる予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額は、おおむね次のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、平成21年度は、特例措置により1%減額される。

短期大学卒	高校卒・その他
175,400円	164,700円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進
 所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示
 この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例

（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他
 この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

平成21年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成21年7月3日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

和歌山県人事委員会告示第9号

平成21年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	3人程度	知事部局又は教育委員会等の事務
学校事務	11人程度	県立学校又は市町村立小中学校の事務
警察事務	6人程度	警察本部又は警察署等の事務
土木	1人程度	道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 昭和60年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人。
 ただし、次の人は除く。
 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が平成22年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人
 (2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。
 ア 日本国籍を有しない人
 イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	試験区分	内容	試験時間
第1次試験	教養試験（択一式）	1,000点	全職種	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題）	2時間
	適性試験（択一式）		一般事務 学校事務 警察事務	問題を一定時間内にできるだけ多く正確に処理する能力についての筆記試験（120題）	15分
	専門試験（択一式）		土木	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験（40題）	2時間

第2次試験	作文試験	1,600点	全職種	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）	1時間
	面接試験		全職種	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		全職種	通常の職務遂行に必要な適性についての検査	

- (1) 試験の内容は、高等学校卒業程度で行う。
 (2) 各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。
 (3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成21年9月27日（日）午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成21年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成21年10月下旬	和歌山市	平成21年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 各振興局地域振興部総務県民課
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局串本建設部総務管理課
- 和歌山県東京事務所
- わかやま喜集館
- 和歌山県名古屋観光センター
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成21年8月10日（月）から受付を開始し、同月21日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年8月3日（月）午前10時から同月14日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはる。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとす

る。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用の時期は、おおむね平成22年4月の予定である。
- (2) 採用時の給料月額は、おおむね144,500円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、平成21年度は、特例措置により1%減額される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山

県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点とを合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

- (1) 車いすの使用又は拡大文字による受験等の受験上の配慮を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。
- (2) この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第38号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年7月3日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第3号の業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（3号）」という。）	平成21年8月24日（月）から同年9月1日（火）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛（合同実施）	10名
3号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（3号）」という。）	平成21年8月27日（木）から同年9月1日（火）までの土曜日及び日曜日を除く4日間		

法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	平成21年8月24日（月）から同年9月1日（火）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛（合同実施）	10名
4号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	平成21年8月28日（金）から同年9月1日（火）までの土曜日及び日曜日を除く3日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（3号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けてい

る者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習(3号)

3号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習(4号)

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習(4号)

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、

平成21年7月27日(月)から同月29日(水)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

(2) 事前申出受付時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

エ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に7の問い合わせ先に確認しておくこと。

オ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間、提出方法等

3により、事前申出を受け付けされた者は、平成21年8月5日(水)から同月7日(金)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

ア 新規取得講習(3号)の受講予定者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)をちょう付すること。

(イ) 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(1)のイに該当する者

3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「3号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

b 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明

書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

d 2の(1)のエに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(1)のオに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

イ 追加取得講習(3号)の受講予定者
(ア)警備員指導教育責任者講習受講申込書
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)をちょう付すること。
(イ)3号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
(ウ)2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 2の(2)のアに該当する者
3号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

b 2の(2)のイに該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

c 2の(2)のウに該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

d 2の(2)のエに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

e 2の(2)のオに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

ウ 新規取得講習(4号)の受講予定者
(ア)警備員指導教育責任者講習受講申込書
顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)をちょう付すること。
(イ)4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「4号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

エ 追加取得講習(4号)の受講予定者
(ア)警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)をちょう付すること。
(イ)4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
(ウ)4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(2)手数料
手数料は、和歌山県証紙により納付すること。
ア 新規取得講習(3号) 38,000円
イ 追加取得講習(3号) 14,000円
ウ 新規取得講習(4号) 34,000円
エ 追加取得講習(4号) 10,000円

5 講習修了証明書の交付等
(1)各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
(2)講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託
講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先
和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
電話番号:073-423-0110(内線 3027又は3028)

和歌山県公安委員会告示第39号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成21年7月3日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成21年7月4日から同年8月31日まで

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県警察捜査支援システム再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成21年7月3日

和歌山県警察本部長 永松 健次

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察捜査支援システム再構築及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年7月3日(金)において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

(ア) 信号柱等ヘカメラを設置し、自動車ナンバープレートを認識して電子化処理したプレート情報をネットワークを利用して拠点サーバに送信するシステムの構築実績を有すること。

(イ) 警察庁システムへ当該システムを接続し、情報共有するシステム化作業を構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用による複数のサーバ機器をメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

(イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器についてメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

キ 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

ケ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のオからエまで、ク及びケに掲げる要件をすべて満たし、構成員のうちシステム構築を担当する者は(1)のオを、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びキの要件をそれぞれ満たし、代表者を賃貸借業務を担当する者としていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び

(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者又は情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格を有し、競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア及びイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年7月3日(金)から同月16日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年7月21日(火)午後4時までの間に6に掲げる場所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室

(2) 日時

平成21年7月17日(金)午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年7月10日(金)から同月23日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部刑事部刑事企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

ファクシミリ番号 073-423-2779

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成21年7月31日(金)までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることが

できる。

- (2) (1)の説明は、平成21年8月3日（月）午後4時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成21年8月7日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字鴻ノ巣2496の一部、2497-2の一部、2498-1の一部、2498-11の一部、2523-9、2534-1の一部、2534-3の一部、2534-4、2535、字塩谷2174の一部、2175、2176の一部、2180、2181、2182の一部、2183の一部、2184、2184-1、2184-2、字畑崎2220-1の一部、2220-4、2221の一部、2222-1の一部、2222-2の一部
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2520 堅田漁業協同組合 代表理事組合長 堅田隆弘

諸 報

入 札 公 告

和歌山県警察捜査支援システム再構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成21年7月3日

和歌山県警察本部長 永 松 健 次

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度 平成21年度
 - (2) 調達役務の名称及び数量
和歌山県警察捜査支援システム再構築及び賃貸借業務一式
 - (3) 履行期間
 - ア 和歌山県警察捜査支援システム再構築期間
契約日から平成22年3月31日までの間
 - イ 和歌山県警察捜査支援システム賃貸借期間
平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間
 - (4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察捜査支援システム再構築及び賃貸借業務仕様書による。

- (5) 納入場所
和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎2階機械室
和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成21年和歌山県警察本部告示第2号に規定する和歌山県警察捜査支援システム再構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
刑事企画課
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-423-2779
 - (2) 期間
平成21年7月3日（金）から同月16日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
 - (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
 - ア 場所
3の(1)に同じ。
 - イ 期間
3の(2)に同じ。
 - (2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある者は、刑事企画課に対して平成21年7月21日（火）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室
 - (2) 日時
平成21年7月17日（金）午前10時
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
5の(1)に同じ。

<p>イ 入札日時 平成21年8月13日(木)午前10時</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。 (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。 (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。 (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目 (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。 (2) この入札の開札には、刑事企画課の職員が立ち会うも</p>	<p>のとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない刑事企画課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約書作成の要否 要</p> <p>13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>14 契約方法 契約は、落札者で行うものとする。</p> <p>15 その他 (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。 ア 名称 和歌山県警察本部警務部会計課出納係 イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(代表)</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>16 Summary (1) Reconstruction and rental of Wakayama Prefectural Police Criminal Investigation Support System (2) Time limit for tender : By hand: Thursday, August 13, 2009. 10:00A.M. (3) Contact point for the notice : Wakayama Prefectural Police Headquarters Police Administration Department Finance Section 1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan phone: 073-423-0110</p>
--	--